

(3) 貸付利率は次表のとおりとする。

ア 平成17年3月31日以前に貸し付けられた資金

区 分	ア 国の補助金の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成17年政令第96号)第3条の規定による改正前の漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行(昭和51年政令第132号。イの欄において「旧令」という。)第11条第1号に規定する中小漁業者(以西底びき網漁業、遠洋底びき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業又は近海かつお・まぐろ漁業を主として営む中小漁業者)に貸し付けられた資金	イ 旧令第11条第2号に規定する中小漁業者(アに規定する以外の中小漁業者)に貸し付けられた資金
昭和51年7月1日以降昭和53年12月4日以前に貸し付けられた資金	年6.5パーセント以内	年5.0パーセント以内
昭和53年12月5日以降昭和54年6月18日以前に貸し付けられた資金	年6.0パーセント以内	年4.6パーセント以内
昭和54年6月19日以降昭和61年12月9日以前に貸し付けられた資金	年6.5パーセント以内	年5.0パーセント以内
昭和61年12月10日以降昭和62年12月18日以前に貸し付けられた資金	年6.2パーセント以内	年4.85パーセント以内
昭和62年12月19日以降昭和63年11月9日以前に貸し付けられた資金	年5.4パーセント以内	年4.05パーセント以内
昭和63年11月10日以降平成元年1月31日以前に貸し付けられた資金	年5.7パーセント以内	年4.35パーセント以内
平成元年2月1日以降平成元年10月3日以前に貸し付けられた資金	年5.55パーセント以内	年4.2パーセント以内
平成元年10月4日以降平成2年7月8日以前に貸し付けられた資金	年5.55パーセント以内	年4.35パーセント以内
平成2年7月9日以降平成2年9月13日以前に貸し付けられた資金	年5.85パーセント以内	年4.9パーセント以内
平成2年9月14日以降平成2年12月10日以前に貸し付けられた資金	年6.0パーセント以内	年5.0パーセント以内
平成2年12月11日以降平成3年11月18日以前に貸し付けられた資金	年6.1パーセント以内	年5.0パーセント以内
平成3年11月19日以降平成3年12月19日以前に貸し付けられた資金	年5.85パーセント以内	年4.8パーセント以内
平成3年12月20日以降平成4年3月12日以前に貸し付けられた資金	年5.77パーセント以内	年4.8パーセント以内
平成4年3月13日以降平成4年12月1日以前に貸し付けられた資金	年5.5パーセント以内	年4.55パーセント以内
平成4年12月2日以降平成5年6月3日以前に貸し付けられた資金	年5.2パーセント以内	年4.3パーセント以内
平成5年6月4日以降平成5年12月26日以前に貸し付けられた資金	年4.9パーセント以内	年4.0パーセント以内
平成5年12月27日以降平成7年8月8日以前に貸し付けられた資金	年4.55パーセント以内	年3.8パーセント以内

区 分	ア 国の補助金の整理及び合理化等に伴う農業近代化に関する等の法律の施行に伴う政令の整備に関する政令(平成17年政令第96号)第3条の規定による改正前の漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行(昭和51年政令第132号。イの欄において「旧令」という。)第11条第1号に規定する中小漁業者(以西底びき網漁業、遠洋底びき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業又は近海かつお・まぐろ漁業を主として営む中小漁業者)に貸し付けられた資金	イ 旧令第11条第2号に規定する以外の中小漁業者に貸し付けられた資金
平成7年8月9日以降平成7年11月9日以前に貸し付けられた資金	年3.85パ - セント以内	年3.25パ - セント以内
平成7年11月10日以降平成7年12月7日以前に貸し付けられた資金	年3.75パ - セント以内	年3.15パ - セント以内
平成7年12月8日以降平成8年4月14日以前に貸し付けられた資金	年3.6パ - セント以内	年3.0パ - セント以内
平成8年4月15日以降平成8年9月19日以前に貸し付けられた資金	年3.75パ - セント以内	年3.1パ - セント以内
平成8年9月20日以降平成9年2月6日以前に貸し付けられた資金	年3.6パ - セント以内	年3.0パ - セント以内
平成9年2月7日以降平成9年3月27日以前に貸し付けられた資金	年3.45パ - セント以内	年2.9パ - セント以内
平成9年3月28日以降平成9年4月22日以前に貸し付けられた資金	年3.35パ - セント以内	年2.8パ - セント以内
平成9年4月23日以降平成9年5月22日以前に貸し付けられた資金	年3.25パ - セント以内	年2.7パ - セント以内
平成9年5月23日以降平成9年6月30日以前に貸し付けられた資金	年3.1パ - セント以内	年2.6パ - セント以内
平成9年7月1日以降平成9年7月24日以前に貸し付けられた資金	年3.45パ - セント以内	年2.9パ - セント以内
平成9年7月25日以降平成9年8月21日以前に貸し付けられた資金	年3.35パ - セント以内	年2.8パ - セント以内
平成9年8月22日以降平成9年9月23日以前に貸し付けられた資金	年3.25パ - セント以内	年2.7パ - セント以内
平成9年9月24日以降平成9年10月26日以前に貸し付けられた資金	年3.0パ - セント以内	年2.5パ - セント以内
平成9年10月27日以降平成9年11月19日以前に貸し付けられた資金	年2.9パ - セント以内	年2.4パ - セント以内
平成9年11月20日以降平成10年2月5日以前に貸し付けられた資金	年2.65パ - セント以内	年2.2パ - セント以内
平成10年2月6日以降平成10年3月8日以前に貸し付けられた資金	年2.55パ - セント以内	年2.1パ - セント以内
平成10年3月9日以降平成10年3月16日以前に貸し付けられた資金	年2.75パ - セント以内	年2.3パ - セント以内

区 分	ア 国の補助金の整理及び合理化等に伴う農業者の等々の法律の施行に関する政令の整備に関する特別措置法(平成17年政令第96号)第3条の規定による改正前の漁業経営の改善及び再建に関する特別措置法(昭和51年政令第132号。イの欄において「旧令」という。)第11条第1号に規定する中小漁業者(以西底びき網漁業、遠洋底びき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業又は近海かつお・まぐろ漁業を主として営む中小漁業者)に貸し付けられた資金	イ 旧令第11条第2号に規定する以外の中小漁業者(アに規定する以外の中小漁業者)に貸し付けられた資金
平成10年3月17日以降平成10年4月13日以前に貸し付けられた資金	年2.55パーセント以内	年2.1パーセント以内
平成10年4月14日以降平成10年6月15日以前に貸し付けられた資金	年2.4パーセント以内	年2.0パーセント以内
平成10年6月16日以降平成10年8月30日以前に貸し付けられた資金	年2.2パーセント以内	年1.8パーセント以内
平成10年8月31日以降平成10年9月17日以前に貸し付けられた資金	年2.3パーセント以内	年1.9パーセント以内
平成10年9月18日以降平成10年10月21日以前に貸し付けられた資金	年2.1パーセント以内	年1.7パーセント以内
平成10年10月22日以降平成11年1月5日以前に貸し付けられた資金	年1.5パーセント以内	年1.1パーセント以内
平成11年1月6日以降平成11年2月11日以前に貸し付けられた資金	年1.6パーセント以内	年1.3パーセント以内
平成11年2月12日以降平成11年2月21日以前に貸し付けられた資金	年2.65パーセント以内	年2.2パーセント以内
平成11年2月22日以降平成11年4月26日以前に貸し付けられた資金	年2.55パーセント以内	年2.1パーセント以内
平成11年4月27日以降平成11年5月24日以前に貸し付けられた資金	年2.4パーセント以内	年2.0パーセント以内
平成11年5月25日以降平成11年6月15日以前に貸し付けられた資金	年2.1パーセント以内	年1.7パーセント以内
平成11年6月16日以降平成11年8月2日以前に貸し付けられた資金	年1.95パーセント以内	年1.6パーセント以内
平成11年8月3日以降平成11年9月27日以前に貸し付けられた資金	年2.4パーセント以内	年2.0パーセント以内
平成11年9月28日以降平成11年10月19日以前に貸し付けられた資金	年2.55パーセント以内	年2.1パーセント以内
平成11年10月20日以降平成11年11月28日以前に貸し付けられた資金	年2.3パーセント以内	年1.9パーセント以内
平成11年11月29日以降平成12年1月6日以前に貸し付けられた資金	年2.45パーセント以内	年2.0パーセント以内
平成12年1月7日以降平成12年2月1日以前に貸し付けられた資金	年2.55パーセント以内	年2.1パーセント以内

区 分	ア 国の補助金の整理及び合理化等に伴う農業者の等々の法律の施行に係る政令の整備に関する政令(平成17年政令第96号)第3条の規定による改正前の漁業経営の改善及び再建に関する特別措置法(昭和51年政令第132号。イの欄において「旧令」という。)第11条第1号に規定する中小漁業者(以西底びき網漁業、遠洋底びき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業又は近海かつお・まぐろ漁業を主として営む中小漁業者)に貸し付けられた資金	イ 旧令第11条第2号に規定する以外の中小漁業者(アに規定する中小漁業者)に貸し付けられた資金
平成12年2月20日以前に貸し付けられた資金	年2.45パーセント以内	年2.0パーセント以内
平成12年2月21日以前に貸し付けられた資金	年2.35パーセント以内	年1.9パーセント以内
平成12年3月27日以前に貸し付けられた資金	年2.45パーセント以内	年2.0パーセント以内
平成12年4月20日以前に貸し付けられた資金	年2.45パーセント以内	年2.0パーセント以内
平成12年4月21日以前に貸し付けられた資金	年2.55パーセント以内	年2.1パーセント以内
平成12年5月24日以前に貸し付けられた資金	年2.55パーセント以内	年2.1パーセント以内
平成12年6月18日以前に貸し付けられた資金	年2.45パーセント以内	年2.0パーセント以内
平成12年6月19日以前に貸し付けられた資金	年2.35パーセント以内	年1.9パーセント以内
平成12年9月24日以前に貸し付けられた資金	年2.35パーセント以内	年1.9パーセント以内
平成12年9月25日以前に貸し付けられた資金	年2.45パーセント以内	年2.0パーセント以内
平成12年10月26日以前に貸し付けられた資金	年2.55パーセント以内	年2.1パーセント以内
平成12年12月17日以前に貸し付けられた資金	年2.55パーセント以内	年2.1パーセント以内
平成12年12月18日以前に貸し付けられた資金	年2.45パーセント以内	年2.0パーセント以内
平成13年1月31日以前に貸し付けられた資金	年2.45パーセント以内	年2.0パーセント以内
平成13年2月1日以前に貸し付けられた資金	年2.25パーセント以内	年1.8パーセント以内
平成13年2月25日以前に貸し付けられた資金	年2.25パーセント以内	年1.8パーセント以内
平成13年2月26日以前に貸し付けられた資金	年2.15パーセント以内	年1.7パーセント以内
平成13年3月18日以前に貸し付けられた資金	年2.15パーセント以内	年1.7パーセント以内
平成13年3月19日以前に貸し付けられた資金	年2.05パーセント以内	年1.6パーセント以内
平成13年4月1日以前に貸し付けられた資金	年2.05パーセント以内	年1.6パーセント以内
平成13年4月2日以前に貸し付けられた資金	年1.75パーセント以内	年1.3パーセント以内
平成13年5月17日以前に貸し付けられた資金	年1.75パーセント以内	年1.3パーセント以内
平成13年5月18日以前に貸し付けられた資金	年2.05パーセント以内	年1.6パーセント以内
平成13年5月31日以前に貸し付けられた資金	年2.05パーセント以内	年1.6パーセント以内
平成13年6月1日以前に貸し付けられた資金	年2.05パーセント以内	年1.6パーセント以内
平成13年7月2日以前に貸し付けられた資金	年1.95パーセント以内	年1.5パーセント以内
平成13年7月3日以前に貸し付けられた資金	年1.95パーセント以内	年1.5パーセント以内
平成13年8月13日以前に貸し付けられた資金	年1.85パーセント以内	年1.4パーセント以内
平成13年8月14日以前に貸し付けられた資金	年1.85パーセント以内	年1.4パーセント以内
平成14年2月19日以前に貸し付けられた資金	年2.05パーセント以内	年1.6パーセント以内

区 分	ア 国の補助金の整理及び合理化等に伴う農業者の等々の法律の施行に係る政令の整備に関する政令(平成17年政令第96号)第3条の規定による改正前の漁業経営の改善及び再建に関する特別措置法(昭和51年政令第132号。イの欄において「旧令」という。)第11条第1号に規定する中小漁業者(以西底びき網漁業、遠洋底びき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業又は近海かつお・まぐろ漁業を主として営む中小漁業者)に貸し付けられた資金	イ 旧令第11条第2号に規定する以外の中小漁業者(アに規定する)に貸し付けられた資金
平成14年2月20日以降平成14年4月1日以前に貸し付けられた資金	年2.25パーセント以内	年1.8パーセント以内
平成14年4月2日以降平成14年7月4日以前に貸し付けられた資金	年2.15パーセント以内	年1.7パーセント以内
平成14年7月5日以降平成14年10月31日以前に貸し付けられた資金	年1.95パーセント以内	年1.5パーセント以内
平成14年11月1日以降平成14年12月2日以前に貸し付けられた資金	年1.75パーセント以内	年1.3パーセント以内
平成14年12月3日以降平成15年2月19日以前に貸し付けられた資金	年1.65パーセント以内	年1.2パーセント以内
平成15年2月20日以降平成15年3月18日以前に貸し付けられた資金	年1.55パーセント以内	年1.1パーセント以内
平成15年3月19日以降平成15年4月17日以前に貸し付けられた資金	年1.45パーセント以内	年1.0パーセント以内
平成15年4月18日以降平成15年5月22日以前に貸し付けられた資金	年1.35パーセント以内	年0.9パーセント以内
平成15年5月23日以降平成15年7月17日以前に貸し付けられた資金	年1.15パーセント以内	年0.7パーセント以内
平成15年7月18日以降平成15年8月19日以前に貸し付けられた資金	年1.65パーセント以内	年1.2パーセント以内
平成15年8月20日以降平成15年9月18日以前に貸し付けられた資金	年1.55パーセント以内	年1.1パーセント以内
平成15年9月19日以降平成15年10月20日以前に貸し付けられた資金	年2.15パーセント以内	年1.7パーセント以内
平成15年10月21日以降平成15年11月20日以前に貸し付けられた資金	年1.95パーセント以内	年1.5パーセント以内
平成15年11月21日以降平成15年12月17日以前に貸し付けられた資金	年2.15パーセント以内	年1.7パーセント以内
平成15年12月18日以降平成16年1月25日以前に貸し付けられた資金	年2.05パーセント以内	年1.6パーセント以内
平成16年1月26日以降平成16年2月18日以前に貸し付けられた資金	年1.95パーセント以内	年1.5パーセント以内
平成16年2月19日以降平成16年3月17日以前に貸し付けられた資金	年1.85パーセント以内	年1.4パーセント以内

区 分	ア 国の補助金の整理及び合理化等に伴う農業者の等々の法律の施行に係る政令の整備に関する政令(平成17年政令第96号)第3条の規定による改正前の漁業経営の改善及び再建に関する特別措置法施行令(昭和51年政令第132号。イの欄において「旧令」という。)第11条第1号に規定する中小漁業者(以西底びき網漁業、遠洋底びき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業又は近海かつお・まぐろ漁業を主として営む中小漁業者)に貸し付けられた資金	イ 旧令第11条第2号に規定する以外の中小漁業者)に貸し付けられた資金
平成16年3月18日以降平成16年4月20日以前に貸し付けられた資金	年2.05パーセント以内	年1.6パーセント以内
平成16年4月21日以降平成16年7月21日以前に貸し付けられた資金	年2.15パーセント以内	年1.7パーセント以内
平成16年7月22日以降平成16年9月20日以前に貸し付けられた資金	年2.45パーセント以内	年2.0パーセント以内
平成16年9月21日以降平成16年10月20日以前に貸し付けられた資金	年2.15パーセント以内	年1.7パーセント以内
平成16年10月21日以降平成16年11月17日以前に貸し付けられた資金	年2.25パーセント以内	年1.8パーセント以内
平成16年11月18日以降平成16年12月19日以前に貸し付けられた資金	年2.15パーセント以内	年1.7パーセント以内
平成16年12月20日以降平成17年2月20日以前に貸し付けられた資金	年2.05パーセント以内	年1.6パーセント以内
平成17年2月21日以降平成17年3月17日以前に貸し付けられた資金	年1.95パーセント以内	年1.5パーセント以内
平成17年3月18日以降平成17年3月31日以前に貸し付けられた資金	年2.15パーセント以内	年1.7パーセント以内

イ 平成17年4月1日以降に貸し付けられた資金

区 分	貸 付 利 率
平成17年4月1日以降平成17年4月19日以前に貸し付けられた資金	年2.15パーセント以内
平成17年4月20日以降に貸し付けられた資金	年2.05パーセント以内